

国有財産の有効活用について

1. 経緯

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（抄）（平成18年7月7日閣議決定）

第3章 財政健全化への取組

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

（資産・債務改革）

- ・ 国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後10年間の売却収入の目安として約12兆円を見込む。さらに、情報提供を徹底し、PFIを積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用（フル・オープン化を含む）を推進する。

2. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議（以下「有識者会議」という。（財務大臣主催））取りまとめ「国有財産の有効活用に関する報告書」（抄）（平成19年6月15日）

東京23区内の庁舎について

1. 有効活用の基本方針

民間の知見・手法の活用

民間の創意と工夫を活かした有効活用を図ることにより、新たな活力が生まれることが期待されている。今後は、移転・再配置を着実に実施し、上記に述べた有効活用による効果を発現させていくことが重要な課題となるが、その際には、PFI等により、多様な資金調達手法や先端的な技術などの民間の知見・手法を活用した有効活用の一層の推進を図るべきである。また、こうした民間の知見・手法を活用するため、必要に応じ、現行制度の見直しにも積極的に取り組むべきである。

宿舍について

1. 東京23区外の宿舍の移転・再配置計画

（5）年度別移転・再配置計画

・・・なお、整備に当たって民間の知見を取り入れるため、PFI手法を積極的に活用するとともに、民間の知見やノウハウをより一層活用するために、海外の諸事例を参考に、現行のPFI方式だけでなく、PPP的な枠組みを活用することについても積極的な検討を行うべきである。

3. 有識者会議報告書を踏まえた今後のPFIの活用予定

庁舎の有効活用に係るPFIの活用予定

平成20年度：以下の庁舎をPFIにより新規整備するため、20年度予算を概算要求中
中央合同第8号館、気象庁虎ノ門庁舎、西ヶ原研修合同、東雲合同等

宿舍の有効活用に係るPFIの活用予定

平成19年度：綾瀬川、東雲、小金井、伏見

平成20年度：以下の宿舍をPFIにより新規整備するため、20年度予算を概算要求中
月寒東、亀岡、津田沼第2、稲毛海岸、千種東、堺、牛田等